



学校教育目標 「学ぶたのしさ 遊ぶ楽しさ つながる楽しさ」

No.2

豊島小学校だより

令和8年(2026年)4月9日発行

校長 黒木 優一



カラー版は『<http://www.toyonaka-osa.ed.jp/cms/tesima/>』をご覧ください。

留守番電話の設定について

豊中市では、教職員の働き方改革の一つとして、市内全校で留守番電話対応を行っています。緊急に連絡が必要な場合は、公用携帯電話から連絡させていただく場合がありますので下記の電話番号を登録しておいてください。

本校の固定電話対応時間は、朝8時～夕方6時です。
(18時～8時は留守番電話対応)

学校携帯番号

お願い

- ※18時～8時の時間外の連絡はコドモンをご利用ください。
- ※18時の時間外を過ぎても必要な場合は学校から保護者の方へ連絡が入る場合がありますのでご了承ください。



携帯電話の取り扱いについて

2018年6月、大阪府北部地震が児童の登校時間帯に発生したことで、登下校中の児童の安全確保についての不安が一気に高まりました。そこで、大阪府教育庁は、登下校時に限り児童が携帯電話を所持できるよう「持ち込み禁止」の方針を「一部解除」しました。

これを受け、豊中市教育委員会も方針を定めました。学校に携帯を持ち込む際は、右図のような「同意確認書」の提出が必要です。未提出の方や、用紙が必要な方は、担任まで申し出てください。

確認事項は、一つ一つ、お子さんと一緒にチェックしてください。よろしくお願ひします。

保護者 姓 _____ 令和8年(2026年)4月9日
豊島小学校長 黒木 優一

豊中市立豊島小学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書

豊中市立豊島小学校における携帯電話の取扱いに関する方針は、豊中市の教育委員会により定められ、学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止となりました。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、例外的に持ち込みを認めています。

つきましては、登下校中の子どもに携帯電話を持たせない場合は、同意確認書に同意したうえで、保護者の責任の下、同意書をご提出ください。なお、この同意書は卒業ごとに提出が必要となります。

＜同意事項＞ 同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック(✓)をお願いします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

同意確認事項	同意	確認
1 登下校中は、携帯電話をそばに持たない。災害時や避難に巻き込まれる等の緊急の場合以外に携帯電話を使いません。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
2 校内外では、各自のカバンに保管し、学校の指示があるとき以外は携帯電話の電源を切ります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 携帯電話の所持について同意確認しなが同意できない場合は、学校の携帯電話を借り保護者へ返却する。一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 使用するアプリケーションやサービスについて、使用時に家庭で話し合います。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の漏洩や不正な使用を防ぐ工夫をします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 インターネット上のトラブルやいじめ、誹謗中傷等があった場合の相談窓口や連絡できる機関を知っています。(市内の相談機関など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 携帯電話の所持・盗難・個人情報等の取扱いについては、保護者の責任とします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

年 月 日 _____
年 月 日 _____
児童名 _____ 保護者名 _____ 印 _____

《豊中市小中学校における携帯電話の取り扱いに関する方針》

本市の小中学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持込みを従来どおり「原則禁止」とする。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合など、**やむを得ない事情**がある場合には、**校長の判断**により、**例外的に認める**ものとする。

【例外的に保護者が持込みを学校に求める場合】

保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、校長へ申し出ること。

【学校が持込みを認める場合】

- (1) 校長は、携帯電話の取扱いに関して保護者及び本人より同意を得ること。**
- 同意確認した内容をふまえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
- 保管方法は、学校が指示する方法とする。
- 事前に同意確認した内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は一時的に、または長期的にわたって持込みを認めない等の措置をとる。

保護者の責任について

- 携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断するものです。
- 子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って使用方法や使用時間等の管理や、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。
- 例外的に学校への持込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを子どもと確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要です。

学校での指導について

携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ、トラブル、高額課金、盗撮や自撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。このことから、学校は保護者と協力し、すべての子どもに対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組む必要があります。

また、小中連携のもと子ども自らが携帯電話の使用についてのマナーやリスク等を考える機会を設定し、自己管理できる資質を育成していきます。

※本方針における「携帯電話」とは以下のものをいいます。

・子ども向け携帯

(基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの)

・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なスマートフォンなど

(注:タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。)

